

日 時 平成25年11月16日（土）10:00～11:55

場 所 志津南市民センター多目的室

出席者 （会長）中原、（副会長）西村、小野

（町内会長）山本(徹)、北川、上野、太田、杉本(東七丁目町内会長代理)、足立、高川

（グループ代表）舟木、小早川、榎本(山本ふれあい推進委員会委員長代理)

（監事）谷口、齊藤 欠席 向井

（事務局）木村、妹尾、長谷川、澤田 <敬称略>

1. 報告・連絡事項

(1) 会長から

①草津市総合防災訓練への参加について

11月24日に玉川小学校において開催される総合防災訓練には、朝8時30分に志津南市民センターに集合し、11人で3台の車に分乗して参加する。

②追分町4町内会加入の件について

- ・各種団体の代表者に対して、11月8・9・10日にそれぞれのグループ会議で説明し、今後の活動の見直しについて、意見交換した。おおむね、各委員会・団体においてご理解いただいた。来年度の活動・予算について、それぞれ協議・検討いただくこととなった。
- ・その後の個別協議については、コージーガーデン自治会は11月10日臨時総会が開催され、志津南地区まちづくり協議会に加入することが議決されたと報告を受けており、それを受けて、11月19日に同自治会と協議し、さらに詳細を詰めていく予定である。(仮)追分南町内会については、今のところ連絡はない。

(中原)先の理事会で、志津南地区まちづくり協議会の臨時総会でこの件が否決されるようなことがあればどうなるかという質問があり、私は否決されることはないと思うということを申しあげた。理事会で了承されたということは、理事からは反対はないと思うし、11名の各種団体の代表者の方には、先の説明で大方ご理解いただき、その方向で進めるということになっているので、会計を除く25名には賛同いただけると考える。また、会計9名についても、各町内会長から丁寧な説明をすることにより、理解が得られると見込んでいる。よって、否決されることはないと思う。

(山本)町内会の役員会で否決されたら、町内会長と理事との2つの立場を持つ者としてどうしたものか。町内会の意見を押し切っていくべきなのか。

(中原)この件は、まち協の組織の問題として「構成する町内会が増える」ということであり、各町内会としては、基本的に今までと変わりはない。まち協として、住民に説明し意見は反映していく必要があるが、町内会で議決するような案件ではない。町内会長はまち協理事として、役員会で説明をしていっていただきたい。

(小野)仮定の話はどうかと思うが、今はどういう方向に進むかが大切で、理事会でその方向で行くことになったらそのための努力をすべきだと考える。

(足立)理事が理事会の考えに反対するとしたらそれはおかしいが、会計に賛成するよう強制することとならないか。賛成も反対もあるということを前提として話していかないと、住民からの不満は出る。

(小野)何事においても、どうしても反対という人はいる。それは仕方ないことだが、町内会長は、住民に説明し、理事会で町内会の状況を報告し、反対理由なども明確にして内容を説明する必要はある。

(足立)追分町の加入問題は、賛成反対という議論のものではなく、志津南全体として取り組んでいくべき課題だと思っているが、まち協として早い段階でそのように打ち出せていなかったことが、現在、住民に十分理解されていないこととなっているのではないかと。

- (中原)これについては、志津南ニュースを通じて、住民の皆さんには、理事会や個別協議の内容はお知らせしてきている。そして、前回の理事会で詳細を説明し、議論したのは初めてではあった。その議事録をもとに、各町内会の役員会で十分説明していただき、ご理解をいただくようにしてほしい。
- (小野)これまで、加入する4町内会の状況がわからなかったこともあり、この間の経緯など住民への説明が十分ではなかった面もあるが、志津南ニュースなどを通じて可能な限りお知らせしながら、理事会では加入を受け入れていこうという方向で進めてきたと思う。では、どのような条件ややり方で受け入れるか、また地域全体でやる事業と個別に進めたほうがよい事業の仕分けも行い、うまく進めるにはお互いにどうすればよいかをいろいろ議論する段階にきている。
- (上野)町内会の役員会では足立さんの言うような意見は出るかもしれないが、理事会においては、一定の議論をする中で、今これを進める立場であるし、その立場で説明していく。また、理事会にも役員会の報告はする。
- (中原)各町内会の役員会で説明していただき、理由もなく反対などというのは取り上げる必要はないが、反対であっても建設的な意見は取り上げていって、それらを踏まえて4町内会とさらに協議をしたいと思っている。

③町内会への加入促進について

- ・追分町4町内会との個別協議に入っているが、その中で、町内会は全戸加入が原則であると説明し、その方向で各町内会も進めていただきたいと言っている。それに関連して、岡本町西町内会におけるアパート「グリーンパーク」と学生マンションについて、町内会加入ができていないので、岡本町西町内会として町内会加入促進を図っていただきたい。
 - ・住居表示変更で追分南八丁目となる「追分ユートピア」と、その隣に新しく開発された「パレットタウン」は、全体で35戸であるが、「追分ユートピア」は当初追分町内会に入っていたが、飛び地的な状況もあり一体感も難しく脱会されたようである。今はどの町内会にも入らず、また自らも町内会を設立していない状況になっているので、このことについて、我々としても手をさしのべるべきだろうと考える。また、向こうからは若草の町内会に入りたいという希望もあるようで、12月1日に協議することとなっている。参加は、追分ユートピア・パレットタウンの住民、近隣町内会として若草一丁目・若草六丁目・かがやきの丘町内会、志津南地区まち協の会長・副会長の予定である。
- (西村)これには若草六丁目町内会長・副会長も協議に加わるが、この件はすでに春から話があり、今日の町内会役員会でも協議する。当町内会の三役会としては、若草六丁目町内会への加入は断るという考え方である。単に近いからというだけでは加入は厳しいと思っている。

④下水道のマンホール蓋の取替え工事について

市下水道課は、今年度から来年度にかけて、マンホール蓋の取替え工事を実施する予定である。今年度は、若草一丁目全体と若草二丁目の一部および岡本町西の一部において工事が行われる。来年度は、若草二丁目の一部と若草三丁目から八丁目および岡本町西の一部を実施する予定である。

工事が始まるまでには、近隣住民へのお知らせが各戸に配付される。通行に支障となることがあるため、丁寧に事前の連絡をするよう要請している。各町内会の役員会で報告していただきたい。

(2)各町内 会長・各グループ・事務局から

①環境美化委員会から

- ・一斉清掃を12月1日に実施する。
- ・かがやき通りのケヤキが電線にかかっているのを、市と協議し関電が支障となる枝を切ることとなるので、ご承知願いたい。どこまでできるかなどについては、景観的にも配慮が必要であり、環境美化委員会が現場立会いすることを申し入れしている。時期は未定である。また、低木のサツキも枯れているところがあり、市により植え替えてもらうこととなったので、今後水やり等、地域で協力していきたい。

2. 審議事項

(1) 単年度輪番制に関する弊害の解消について

(中原) 配付資料は正副会長会の案であり、町内会役員会の議論を踏まえ理事会で協議していきたい。できれば9町内会が同じような流れでいければよいと思う。

【説明】

i) 単年度輪番制の背景と課題（弊害）について

① 単年度輪番制を取り入れた背景

若草町内会は、昭和59年発足当時から平成6年までの11年間は役員の任期は2年であったが、新興住宅地で働き盛りの住民で構成される町内会であり、個人の負担を軽減するための方法として、皆で順番に役員をする単年度輪番制が取り入れられた。

② まちの変化

まちが出来て30年経ち、高齢化が進み、役員を引き受けられない状況の方が出てきた。一方、団塊の世代が地域へ戻ってくるようになり、複数年役員を務めることも可能になってきた。

③ 課題

- ・ 個人的事情が考慮されず、仕方なしに役員を引き受けざるを得ない状況が起きている。
- ・ 毎年交代し引き継がれていったが、担当する役員の仕組みなどを知った時には、次年度の役員を選考する時期になっていて、取組がマンネリ化し課題が見過ごされることがあった。
- ・ 単年度であるため責任感が生まれにくかった。（1年間何とか終わればという感覚もあったのではないか）
- ・ 町内会活動の規範となる町内会の姿「住民同士が支えあうコミュニティ」形成の必要性などが見過ごされてきた。
- ・ 会長はじめ役員の都合や思い・意向で各年度の活動が左右され、必要な活動の一貫性を欠くなどの不具合も起きた。（朝礼暮改的な運営も）町内会だけでなく、自治連合会も当時からこのような状況があった。
- ・ これらの課題については、まちづくり行動計画特別委員会からの答申書にも述べられている。

ii) 課題に関する現状

① 役員単年度輪番制

- ・ 住民の多数を占める団塊の世代が地域デビューする時代になったが、依然として単年度輪番制である。
- ・ 近年高齢化が進み、一人暮らしなどいろいろな事情で、町内会の役員を引き受けられない方が増えてきた。

② まちの姿、暮らし続けられるまちづくり

- ・ 若草地区の良好なまちの景観を維持していくための基本となる「地区計画」があり、町並みは将来とも維持される。
- ・ 安心して暮らし続けられるまちづくりの姿を示す「まちづくり指標」はあるものの、具体的な進め方・取組み方などが策定されていない。まちづくり行動計画特別委員会の答申書でも「まちづくり指標」の具体的中期的計画を策定すべきだとの方向になっているので進めたい。

iii) 課題の解決にむけて

(1) 町内会役員の任期と選出方法について

① 任期

A案：会長のみ2年とする。

B案：会長・副会長は2年、会計・専門委員・班長は1年とする。

C案：会長・副会長・会計・専門委員は2年、班長は1年とする。

D案：役員全員の任期を2年とする。

* A～D案の場合、2年任期の役員の改選は、9町内会を4町内会と5町内会に分け、隔年交互とすれば、継続性が担保できるのではないかと。2年任期を採用することによって、必ずしも課題解決できるものではない。

②選出方法

ア、会長・副会長は、立候補者がいない場合は、町内会全体の中から推薦制度により選出する。なお、推薦が困難な場合は、2班を一つとする単位の輪番制とし、その中から班員の協議により選出する。

*推薦制度：推薦委員会（班長で構成）が町内会の役員会に推薦する。

イ、会計・専門委員・班長は、班を単位とする輪番制で、班員の協議により選出する。「班員の協議」は大事である。

ウ、役員の選出にあたっては、高齢・病気・介護などで役員に就くことが困難な方は除外して考える。これについては町内会会則で明示されている場合もあるかもしれないが、実質的にこのような方を考慮する場合「班員の協議」が大切である。

(2) 町内会活動の継承の方法について

ア、役員が交代しても安心して取り組んでいける基礎活動計画・実施マニュアル（下記のiv）、v）を参照）を策定する。

イ、任期が1年の場合、会長が次年度の副会長に就く。逆に、副会長が次年度の会長に就く方法もある。

ウ、会計監査を監事として、町内会の会計および活動を監査することとし、役員会への出席を可能とする。

iv) 「まちづくり指標」をベースとした具体的活動計画について

「志津南地区協働のまちづくり指標」のチェックを行って、それに基づいて具体的活動計画を策定する。

①具体的活動計画：中期活動計画と基礎活動計画をいう。

②中期活動計画：地域全体の目指す活動の計画をいう。

③基礎活動計画：まちづくり協議会の構成団体（町内会・各種団体）がまちづくりの基礎として行う活動の計画をいう。

v) 個別活動の実施マニュアル（手引き）について

町内会の運営、活動計画の実施が円滑に行えるよう、それぞれに必要な活動の手引きを作り確実に引き継いでいく。手引きには実施スケジュール、留意事項なども盛り込む。

*上記iii）、iv）、v）を組み合わせによって、継続性を担保する方向で動いていけるのではないかな。

vi) まち協役員の任期について

安定継続した活動を目指して、複数年とする。ただし、選出母体の役員交代などによる途中交代の場合は前任者の残任期間とする。

複数年制だけでは、継続性の担保は難しく、上記iv）、v）を実施することにより、継続性の確保を図っていく必要がある。

【審議】

(中原)これは案であるが、単年度輪番制の弊害を解消するために、各町内会の役員会で十分議論していただきたい。そして、次回以降の理事会で協議していきたい。

(山本)活動の継続性を保つということでは、前年度役員が次年度役員をバックアップするような形で、何かあれば相談するというようなやり方でどうかと思う。2年任期は、プレッシャーがある。

(舟木)その案に賛成であり、アドバイス制の導入のような形で、会長と導入の必要な専門委員についてアドバイザーとして1年残ってもらうという案はどうか。

(西村)六丁目町内会三役会では、山本さんがいう案に似たような案がある。つまり、夏まつりごろまでの半年程度はわからないままで進むので、半年フォローアップ制度みたいなものをつくればという意見もある。

(中原)先日、グループ会議での説明を行ったが、その中では、各委員会の継続性を担保するためには、現在の委員の中から翌年度の委員会の協力員として残ってもらうような仕組みにしていったらどうかという提案をしていて、体育振興委員会ではすでにこのようなやり方が慣例として行われている。ふれあい推進委員会も、昨年度の副委員長が今年度委員長になっている。他の委員会でも必要があるところでは、そのような形をとることによって委員会の継続性を保てるのではないかと話している。

- (小野)副会長を2人制にして、会長は、翌年度副会長として残るのはどうか。そしてその残った人の役割を明確にする必要はあると思う。あいまいにアドバイザー・協力者というのは無責任になるかもしれないからである。これによって安定的に継続性のある町内会活動ができるのではないかと。
- (北川)町内会長に限っての話だが、前会長が残るとするのは好ましくないと思う。なぜかというと、次年度の会長が、前年度の会長に遠慮したり、頼ってしまうということもあるからである。継続という点ではよいが、逆にそのために弊害も出てくる。そのようなことから、班長をやった人が、次年度町内会長をするという形がよいと考える。班長は月1回の会議に出て、いろいろ勉強していけるということがある。よくないことを翌年度改めるという場合でも、遠慮せず進められる。
- (中原)確かに、前年度の会長が副会長として残ると、副会長がどうしても口を出して、会長が遠慮するということはあるだろう。であるならば、逆に、前年度の副会長が次年度の会長になるという形もあると思う。
- (舟木)そうすると現実問題として、翌年度のことがあるので副会長になる人が難しくなる。だから、アドバイザーとして残るほうがよいと思う。
- (小野)年度によって、また会長によって、活動のやり方が変わるといことがないよう手引書を作れば、最低限の活動内容は継続されることとなる。
- (北川)9町内会共通の手引書があると、各町内会で活用でき、統一性は取れるのでよい。
- (小野)かがやきの丘町内会が取り入れているような、班長が翌年の専門委員や町内会長になる制度は、いい制度だと思っている。それは、班長が来年何かに当たるとなれば、当年度の回覧や大事な書類などを読んで勉強もでき判断力もつく。そして、総会の代議員としての資質も高めていただき、来年度の役につくというのはいいことだと思う。
- (上野)各町内会役員会で議論するが、四丁目町内会では複数年制はみんな嫌がると思う。抵抗のない方法でやるしかないのではないかと。
- (中原)基本は各町内会の自由であるが、できれば9町内会が同じ方向になることがよいのではないかと。ということで、各町内会の役員会で議論していただき、次回以降の理事会でじっくり協議していきたい。

(2)自主防災組織について

- (中原)自主防災組織については、自主防災組織検討委員会の答申書に基づいて、各町内会の役員会でまず議論し、その意見を踏まえて理事会でまとめ、できれば平成26年度からの体制としてもっていきたい。答申書の内容からすると、現在の姿から大きく変わる場所は少ないと思われる。
- 来年度の役員選出が進んでいるかもしれないが、自主防災組織のあり方に絡んで、若草一丁目、三丁目、六丁目町内会は防災担当委員を選出していないが、他は防災担当委員を選出している。答申書では、各専門委員が自主防災組織に入ることとなるので、別途防災担当委員を選出することは不要ではないかと考えられる。そうすると町内会役員は一人減らせる。
- (西村)平成26年度からとなると、町内会長はともかく、他の役員は自主防災組織にかかる役割が増えることを、次年度の役員にあたる人に説明する必要があると思う。
- (小野)今後議論し決定したら、その段階で来年度の役員に説明することとなる。それよりも、このような答申の内容を、まず役員会で十分議論することが必要である。

以上